

中央学院大学における 感染症拡大予防のためのガイドライン

【2021年4月改定版】

目 次

- 1 大学における新型コロナウイルス感染症対策について・・・P. 2
 - (1) 感染源を絶つ（大学内へウイルスを持ち込まない）
 - (2) 感染経路を絶つ（大学内でウイルスを拡散させない）
 - (3) 抵抗力を高める（ウイルスへの免疫力・抵抗力を高める）

- 2 集団感染のリスクへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
 - (1) 「3つの密」の回避など感染症対策の施策
 - (2) 感染者が発生した場合等の対応

- 3 対面授業実施における具体的な対応について・・・・・・・・・・P. 4
 - (1) 大学通学時の注意点について
 - (2) 教室、事務室等の利用について
 - (3) 各種施設の利用について
 - (4) クラブ・サークル活動について

中央学院大学

新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通しの立たない状況下において、私達は感染拡大を防ぎながら「新しい生活様式」を実践し、本学における教育・研究・社会貢献の動きを止めることの無いようにしていく必要があります。

そのため本学では「中央学院大学における新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドライン（2021年4月改定版）」を策定し、感染拡大の予防に最大限配慮しながら新しい授業運営形態により教育を行っていきます。（このガイドラインは、感染拡大状況の変化や政府及び文部科学省、千葉県の方針等により必要に応じて内容を変更する場合があります。）

しかし、感染拡大を防止するには、私達一人ひとりが地域社会の一員として何をすべきなのかを考え、自分が感染しない、人に感染させないための行動が求められます。

そこで、大学生活、大学運営にあたって私達が常に注意、実践すべき事項を本ガイドラインで整理していますので、日常生活や大学での諸活動を行う際の指針としていただきますようお願いいたします。

中央学院大学における新型コロナウイルス感染症対応指針（抜粋）

2021年3月16日 改定

レベル	緊急事態宣言	判断の目安	教育活動			大学運営	
			授業 (講義・演習等)	学生の課外活動	学生の入構	学内会議	学外者の入構
0 (通常)		平常時	通常通り（感染発生情報に留意）				
1 (一部制限)	発令されていない	国内での感染が認められるが、感染拡大は見られない状況である。	感染拡大防止に配慮し、対面授業を行います。	感染拡大防止に配慮し、一定の条件のもとで活動を許可します。	学内滞在は必要最小限とします。	感染拡大防止に配慮して対面による会議を行います。	感染拡大防止に最大限の配慮を要請します。
2 (注意喚起)		東京都・千葉県での感染が認められ、感染拡大の恐れがある（又は収束の兆しが見られない）状況である。	感染拡大防止に配慮し、原則として対面授業を行います。	感染拡大防止に配慮し、一定の条件のもとで活動を許可します。	学内滞在は必要最小限とします。	対面による会議は必要最小限とするともに、参加者を少人数にして行います。	感染拡大防止に最大限の配慮を要請します。
3 (高度の警戒)		東京都・千葉県で感染が多発認められ、まん延防止等重点措置が講じられている場合や政府・自治体等から不意不意の外出自粛、大規模イベント等の開催自粛等が要請されている場合。 緊急事態宣言は発令されていないが、大学が高度の警戒を要すると判断した場合。	原則としてオンラインによる遠隔授業を行います。（ただし、大学が教育上必要であると判断した場合は対面授業を実施する場合があります。）	原則として禁止（ただし、指定クラブにおいては感染予防対策を十分に講じることができると、かつ大学が必要と認められた場合は、活動を許可する場合があります。）	原則として立入禁止（ただし、学員が必要であると判断した場合は、一部の施設利用等において例外措置をとることがあります。）	原則としてオンラインによる会議（メール等）とします。	立入禁止（ただし、事前の許可を得る）
4 (緊急事態)	発令されている	政府から東京都又は千葉県に緊急事態宣言が発令された場合。 学内において感染者が発生し、要する感染拡大の恐れがある場合。（緊急事態宣言が発令されていない状況にあっても同様の措置とする。）	原則として対面授業を全て中止し、オンラインによる遠隔授業を行います。（ただし、感染状況に応じて全ての授業を休講とする場合があります。）	原則として禁止（ただし、指定クラブにおいては感染予防対策を十分に講じることができると、かつ大学が必要と認められた場合は、活動を許可する場合があります。）	原則として立入禁止（ただし、学員が必要であると判断した場合は、一部の施設利用等において例外措置をとることがあります。）	原則としてオンラインによる会議（メール等）とします。	立入禁止

※ レベルや判断の目安については、政府・自治体等からの要請ならびに地域の実情をもとに本学独自に設定したものです。

※ 上記の内容については、感染状況等を踏まえ、随時、改善・更新を行います。

1. 大学における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した「新しい生活様式」を積極的に実践し、「3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）」や「感染リスクが高まる5つの場面（飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」には十分注意するなど、日常生活の中に感染拡大予防策を取り入れて行動するものとします。また、本学として以下の感染症対策を踏まえ、教育、研究における責務を果たしていきます。

<基本的な感染症対策の実施>

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つ（大学内へウイルスを持ち込まない）
- ・ 感染経路を絶つ（大学内でウイルスを拡散させない）
- ・ 抵抗力を高める（ウイルスへの免疫力・抵抗力を高める）

（1）感染源を絶つ（大学内へウイルスを持ち込まない）

大学内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要です。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、学生及び教職員の健康観察を徹底するようにします。学生及び教職員は、登校前に自宅で検温し、発熱（37.5℃以上のほか、平熱より高い、微熱があるも含む）、風邪症状（咳や鼻水、喉の痛み、倦怠感等）が無いかを確認してください。また、次のいずれかに該当する場合は、登校してはいけません。

- ・ 1週間以内に発熱や風邪症状等体調不良があった
- ・ 発熱・風邪症状等により体調がすぐれない
- ・ 2週間以内に新型コロナウイルスに感染した人との濃厚接触がある
- ・ 2週間以内に海外渡航をしていた

（2）感染経路を絶つ（大学内でウイルスを拡散させない）

一般的な感染予防策を徹底し、感染経路を断つようにします。

- ・ 十分な対人距離（できる限り2mを目安＜最小1m＞）の確保
- ・ 水とハンドソープによる手洗い及びうがいの励行
- ・ 建物入口等に設置された手指消毒液の設置
- ・ 咳エチケット及び大学構内でのマスク着用
- ・ 適切な換気
- ・ 施設設備（ドアノブ、手すり、エレベータボタン、机など）の人が頻繁に触れる箇所
の定期的な消毒

(3) 抵抗力を高める(ウイルスへの免疫力・抵抗力を高める)

免疫力・抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」を心がけウイルスに感染しにくい身体づくりに努めましょう。

2. 集団感染のリスクへの対応について

大学は多様な機能を有する施設であることから、学生等が利用する大学内の施設において、施設ごとの特性を踏まえた3つの密(換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面)への対策を講じていきます。

(1) 「3つの密」の回避など感染症対策の施策

・「密閉」の回避(換気の徹底)

授業時における換気は、気候上可能な限りは常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて行うようにします。<エアコン使用時においても換気を行います>

・「密集」の回避(身体的距離の確保)

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを推奨しています。大学は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することは重要です。

①教室定員に占める履修学生の割合

一般教室(PC教室・AV教室等を除く)における教室定員に占める履修学生割合の上限を概ね60%とします。(ただし、特別な事情があると学長が認めた場合は上限を変更することがあります。)

②使用教室及び使用座席の制限

対面授業で使用する施設や教室を制限する場合があります。また、教室内は、一定の間隔を空けて座るよう使用座席を一部制限します。

③教室以外の大学施設における注意喚起

学生会館Via内の食堂、購買部、セブン-イレブンについては、利用者間の密度が高く、対話が発生しやすい特性を踏まえ、利用を一部制限する場合があります。

また、課外活動が禁止となっている場合は、体育館、音楽棟、クラブ棟への立ち入りを制限する場合があります。

・「密接」の場面への対応

近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、学生及び教職員は、キャンパス内においては常時マスクを着用することとします。

ただし、夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあります。健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外し、十分な身体的距離を確保するものとします。

(2) 感染者が発生した場合等の対応

学生又は教職員の感染が判明した場合、対策本部は千葉県衛生主管部局（千葉県健康福祉部疾病対策課）及び松戸保健所等の助言を受け、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、千葉県衛生主管部局（千葉県健康福祉部疾病対策課）及び松戸保健所等と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断します。

また、確認された場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学生に対しては「学校保健安全法第 19 条」に基づく出席停止の措置、教職員に対しては、「労働安全衛生法第 68 条」に基づく就業禁止の措置を取ります。なお、出席停止、就業禁止の期間は、対策本部において決定した基準に基づき決定します。（濃厚接触者に対して出席・就業停止の措置を取る場合の期間等は、対策本部において決定した基準に基づき決定します。）

具体的な対応等については、別に定める「中央学院大学新型コロナウイルス感染者発生時の対応マニュアル（2021 年 4 月版）」に基づき対応するものとします。

3. 対面授業実施における具体的な対応について

対面授業の実施にあたっては、可能な限り感染拡大のリスクを低減させ、①学生が安心して学業に専念できる学修環境の整備、②教職員が安心して教育・研究活動等に從事できる環境の整備、③大学周辺の地域住民の皆さんにも安心していただける環境を整備することが重要となることから、以下の対策を講じていきます。

(1) 大学通学時の注意点について

- ・登校前に自宅で検温し、発熱（37.5℃以上のほか、平熱より高い、微熱があるも含む）、風邪症状（咳や鼻水、喉の痛み、倦怠感等）が無いかを確認します。万が一、発熱や風邪症状が有った場合は、自宅療養し、大学の保健センター（04-7183-6515）へ連絡することとします。
- ・通学時は常時マスクを着用するものとします。
- ・スクールバス内に手指消毒用アルコールを設置します。また、スクールバスへの乗車人数を制限します。
- ・大学受付（守衛棟）にてサーマルカメラによる検温を実施します。また、手指消毒用アルコールを設置します。

(2) 教室、事務室等の利用について

- ・各建物入口及び教室入口に手指消毒用アルコールを設置します。
- ・気候上可能な限りは常時、困難な場合はこまめに2方向の窓を同時に開けて換気を行います。
- ・一般教室（PC教室・AV教室等を除く）における教室定員に占める履修学生割合の上限を概ね60%とします。（ただし、特別な事情があると学長が認めた場合は上限を変更することがあります。）また、教室内の座席は、なるべく前後左右の隣接を避け、可能な限り1m程度空けるよう配慮します。
- ・教室内をはじめ大学構内においては、常時マスクを着用するものとします。また、授業を担当する教員は、必要に応じてフェイスシールド等の利用を推奨します。
- ・事務室等においては、人と人が対面する場所は、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテンなど）で遮蔽します。

(3) 各種施設の利用について

- ・図書館、体育館、学生会館V i a、PC教室、スタディールーム、CGround、つくし野グラウンド、陸上競技場、館山セミナーハウス等の本学施設の利用における具体的な対応等については、別に定める「中央学院大学における2021年度の授業運営方法及び感染予防対策のお願い（2021年4月版）」に基づき対応するものとします。

(4) クラブ・サークル活動について

感染拡大防止に配慮し、一定の条件のもとで活動を許可します。詳しくは、学生課からの指示に従ってください。

以上